



また、新型コロナウイルス感染症に関する市の公表の考え方について、見直しを行います。これまでは市職員が感染した場合、個人情報に留意し公表をしていましたが、今後については市職員が感染した場合で、施設の休館や窓口の閉鎖等、市民サービスに影響を与える場合のみ公表するよう見直します。

市 長 公表の考え方については、他市の状況や公表に係る職員負担等に鑑みながらの見直しになります。意見等ありますか。

部 長 学校についても、本考え方に基づき対応していきます。

副市長 市議会への公表についても同様の考え方でしょうか。また学校・保育園等で陽性者等が出た場合、広く一般的に公表する場合と限定的に保護者等に公表する場合の対応も議論が必要です。

部 長 公表については、どこまで広げるか難しいところではありますが、議会に関しては、まず議長及び所管常任委員会の委員長への報告でよろしいのではないのでしょうか。

市 長 議長及び各常任委員会委員長へその旨を説明してください。また学校や保育園等については、公表とは別に、保護者に連絡を行い、そのほか特別職の公表については、市長のみ公表します。プレスリリースについては、大規模なクラスターが発生した場合は行ってください。他になければ、説明のとおり対応してください。続いて、総務部から説明をお願いします。

部 長 まん延防止等重点措置適用後の職場における対応として、出勤抑制については、年次有給休暇の取得促進のほか、時差出勤及び土日祝日を含めたローテーション勤務の活用を加えます。絶対退庁時間については、現時点では都の措置内容が未決定のため、前回同様午後8時としています。会食については感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示している店舗のみの利用とし、家族以外との会食は自粛としています。感染防止対策はこれまでのマスクの着用や手指の消毒等に加え、職場内での会話を最小限に留めることを追加しています。体調管理については検温等これまでどおりとし、外出については都の措置内容によりますが、都県境を越える不要不急の外出等の自粛としています。最後に自転車通勤については、前回同様交通機関利用者で利用を避け自転車で通勤できる場合については活用を認めることとします。

また、市職員の抗原検査について、本庁舎の希望職員 37 人の検査を実施し、全て陰性でした。本日も実施していますので、希望の職員は職員課まで相談してください。

なお、令和3年12月21日の庁議で報告しました、1月25日から31日まで受入予定だった日本大学のインターンシップについては、延期する旨、大学と調整しています。

市職員の陽性者については、現在のところ会計年度任用職員を含めて2名となっており、PCR検査の判定待ちの職員も数名いる状況です。濃厚接触者となっている職員もいますので、引き続き感染防止対策に努めていただくようお願いいたします。分散勤務場所については、議会の理事者控室及び第二委員会室にネットワーク環境を整備し、市民生活部、福祉保健部及び子ども家庭部で割り当てていますので、積極的に活用をお願いいたします。

市 長 会食について、前回のまん延防止等重点措置の対応と異なり、家族以外との会食は自粛となります。これはオミクロン株の感染力の強さを考慮しての措置になります。意見等ありますか。

副市長 絶対退庁時間については、都からの時短要請との関係で未定ということですが、その他についてはまん延防止等重点措置の適応を待たずして本日より実施すべきかと思えます。また、昼食についても孤食及び分散等を徹底するようにお願いします。

市 長 一部を除き、新型コロナウイルス感染症に関する市の公表の考え方と併せて本日より適用することとします。他になれば、説明のとおり対応してください。続いて、市民生活部から説明をお願いします。

部 長 地域センター・地区センターの閉館時間については、時短要請の内容に合わせて決定します。利用枠はそのままとし、利用団体には午後8時までの利用をお願いします。利用料金については変更なしとします。また、町会自治会の回覧については、通常どおりの運用を考えています。

撮影支援については、事業者には感染防止対策を徹底していただいた上で、協力をしていきます。

イベント等については、2月5日に予定している議場結婚式は所要時間が40分ほどであることから、対象者からの断りの連絡がない限りは実施する予定です。また2市1町で構成されるロケツーリズム協議会については、オンラインで実施する予定です。

市 長 地域センター・地区センターについては、基本的な感染防止対策の徹底及び飲食の禁止についても利用団体に周知を行ってください。またフリースペースの運用について説明をお願いします。

部 長 飲食の禁止及び会話の自粛を要請した上で、密にならないよう、席を間引いた状態で利用していただきます。

市 長 都からの時短要請が午後8時までとなった場合は、閉館時間も午後8時としてください。時短要請が出なかった場合、閉館時間は、現状のとおりとなりますが、基本的な感染防止対策を徹底していただくよう周知してください。他にありますか。

副市長 今後、濃厚接触者については施設側から連絡を行うとなっておりますが、利

用団体の中で濃厚接触者に指定された場合の連絡体制について教えてください。

部 長 濃厚接触者の特定に関する連絡等は多摩府中保健所と利用団体が直接やり取りを行います。施設の方は、団体から報告を受けて施設運営に関してリスク判断をし、対応しています。

市 長 他に意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、福祉保健部から説明をお願いします。

部 長 まず、多摩府中保健所管内の新型コロナウイルス感染症の状況です。令和4年1月17日時点の新型コロナウイルス感染症患者の発生件数は多摩府中保健所管轄管内で350件を超え、1月18日の発生件数は400件を超えると予想される旨、情報がありました。多摩府中保健所としては、感染株はオミクロン株として対応をしています。また、管内の大規模病院の入院状況は、武蔵野赤十字病院が5名、杏林大学医学部附属病院が10名、多摩総合医療センターが20名程度、慈恵医科大学第三病院は8名の入院が確認されています。各市の医師会によると、どの自治体でも感染者は急増しています。狛江市の状況については、1月の陽性者が129名です。また、入院中の方が11名、宿泊療養の方が11名、自宅療養の方が70名、調整中の方が26名となっており、現在療養中の方が計118名います。自宅療養者支援も問合せ等が増えており、多摩府中保健所から提供された感染者情報を基に市からの電話連絡を行い、食糧支援が58件、パルスオキシメーターの貸出しが17件となっています。

福祉保健部の対応として、あいとびあセンター内の職員及び利用者等に対して、基本的な感染対策の徹底を改めて周知を行います。また部屋の貸出しについては、夜間の貸出し希望がほとんどないことから、都の時短要請を待たずして、夜間の貸出しを中止します。健康増進室、プール及び老人福祉センターについては引き続き人数制限を設け、基本的な感染防止対策の徹底を周知していきます。

最後に新型コロナワクチンについては、できる限り前倒しを行い、余剰ワクチンが出ないように進めていきます。

市 長 新型コロナワクチンについて、オミクロン株に対応するワクチンの報道等により、接種を控える方が出てくる可能性がありますので、情報収集を行いながら、現時点のワクチン接種によるオミクロン株への有効性も広報するほか、問合せにも対応できるようにしてください。意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、子ども家庭部からの説明をお願いします。

部 長 各施設においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、人数制限を設け、子どもたちの居場所等への影響を考慮し、閉園・閉所等の対応はしな

い方向で考えています。講座等については、オンライン等で実施しますが、相談等必要な部分については、感染防止対策を徹底した上で、予約制で対面でも実施します。

市長 意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、環境部から説明をお願いします。

部長 公園及び河川において、マスクの着用及びソーシャルディスタンス等の3密の回避等の掲示による周知を継続するとともに、新たに、公園内での宴会行為の自粛や飲酒の有無にかかわらず飲食については大人数及び長時間の利用を控えるよう掲示による注意喚起を行っていきます。

また、遠足等飲食を伴う利用については、季節的にも申込みはない状況ですが、受付を停止とします。

市長 意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、都市建設部から説明をお願いします。

部長 道路占用基準の緩和措置については、令和4年3月31日まで延長していますが、再延長等へ対応できるよう情報収集を行っていきます。こまバスの運行については、現在の運行を継続しますが、今後の感染拡大状況による運休等の対応を想定しながら、事業者との連絡体制を確保していきます。現在のところ、小田急バスの対応として、運休等を実施する場合には、通常路線を休日ダイヤにて運行し、こまバスへの影響を減らすということで確認していますが、今後の状況の変化に対応していきます。

また、狛江駅北口地下駐車場は現在工事中です。各道路工事における現場作業については、事業者と相談の上、感染防止対策を徹底した施工を実施します。

市長 意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、教育部から説明をお願いします。

部長 基本的には令和3年のまん延防止等重点措置の内容を踏まえたもので、閉館時間については東京都の時短要請に基づき対応することで理解しました。学校については、文科省の方針を踏まえて、一斉休校措置は実施せず、今後の状況に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖等で対応していきます。都立学校の対応を参考にリスク管理を行った上で、教育活動を継続させていきます。学校開放事業については、児童・生徒の受験期に当たることから、学校運営に支障をきたさないよう休止いたします。また、公民館で実施されている子ども食堂事業については、子どもたちのセーフティネットとして機能することからも、飲食を伴う事業ではありますが、引き続き感染防止対策を講じた上で実施を認めていきます。

市長 学校については、児童・生徒のクラスターが起きる可能性を考え、学校開

放事業については休止するところです。意見等なければ、説明のとおり対応してください。続いて、議会事務局から説明をお願いします。

部 長 議会は現在閉会中であり、委員会については1月26日より開催される予定ですが、開催はせずに資料提出のみとする予定です。また、行政視察についても、当面の間自粛とします。

市 長 議員の方についても、議会中以外でも検温を実施の上、来庁いただくようお願いいたします。意見等なければ、説明のとおり対応してください。

今後、都の方針等が決まりましたら、各部にて、それに応じた対応をしてください。

次に、審議事項2「狛江市DX戦略(案)」について、説明してください。

部 長 1月11日の庁議で説明しました、狛江市DX戦略(案)については、1月14日までに確認をお願いしたところ、特に意見等はありませんでしたので、体裁のみ整えました。本日改めて審議をお願いします。

市 長 意見等なければ、案のとおり決定します。

次に、報告事項1「令和4年度保育園入園申込受付状況及び学童クラブ入所(入会)申込受付状況について」を報告してください。

部 長 保育園の申込人数から報告します。令和2年度から18名減少652名となっており、定員487名に対して165名の超過となっています。資料における各園の申込人数については、各園第一希望の申込人数を集計したものです。

次に、学童クラブの申込受付状況を報告します。定員については、令和4年度から第一小学校放課後クラブの定員増により、令和3年度の全体の定員900名に対し30名増の930名となっています。資料における各学童クラブの申込人数については、各学童クラブの第一希望の申込人数を集計したもので、申込人数は1,122名となっており、全学童クラブの定員930名に対して192名の超過となっています。

現在、4月1日入園及び入所に係る利用調整を行っており、保育園・学童ともに1月21日に一次選考結果を通知する予定です。

市 長 保育園の入園申込みについては、0歳児が少なく、1歳児が多くなり、4～5歳児に空きが出る等、ピークが変わってきています。学童クラブの入所申込みについては、6年生まで受入れがある中で、相当な超過が見込まれています。それぞれ調整をお願いします。

続いて、報告事項2「狛江市ごみ半減推進審議会の中問答申について」を報告してください。

部 長 第12期狛江市ごみ半減推進審議会より、令和3年12月21日付けで諮問事項である「環境負荷並びに処理効率及び経費を考慮した今後のごみ減量の取り組みについて」の答申をいただきました。答申内容は「プラスチック類

ごみリサイクルに関する取り組み」になります。プラスチック類ごみの分別収集と資源化について、令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ検証しました。現在、プラスチックについては、焼却して熱回収していますが、このプラスチックを分別収集して、資源化することは、温室効果ガスの削減、ごみ減量、資源化等の推進等、循環型社会形成のために有効な手段であり、早期に取り組むべきとの提言されています。なお、課題として、市民への周知と丁寧な説明及び費用負担等が挙げられました。

本答申については、建設環境常任委員会協議会に報告します。

市長 廃プラスチックが今後の環境課題となっていますので、狛江市として方向性を定めてきたいと思えます。

続いて、報告事項3「専決処分の報告について」を報告してください。

部長 令和元年10月31日に市道第3号線で発生した事故について、専決処分をしました。被害者が元和泉1-2-1先、小田急0X狛江店前の歩道上を通勤のため歩行中、視覚障がい者用誘導ブロックが段差になっていた箇所に気付かずにつまずき、負傷しました。被害者は、転倒の際に手、顔、胸を強打し、回復のため通院にかかった費用を請求されました。保険会社と相談し、被害者と交渉を行った結果、治療費の50%、17,240円を賠償することとなりましたので専決処分としました。地方自治法第180条第2項の規定に基づく議会への報告に先立ち、庁議において報告します。

市長 続いて、報告事項4「令和2年度狛江市におけるいじめ・不登校等の調査結果について」を報告してください。

部長 本調査は、児童・生徒の問題行動や不登校等について、市内公立小・中学校の状況を調査・分析することにより、教育現場における生活指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的としています。

はじめに、暴力行為についてです。小学校では平成31年度に2件の報告がありましたが、令和2年度の発生はありませんでした。中学校では平成31年度と同様7件の報告があり、内訳は、生徒間暴力が5件、対教師暴力が1件、器物破損が1件となっています。生徒間暴力は、からかい・ふざけ等の些細なきっかけを原因として発生しています。良好な人間関係を構築するためには、QUの結果を有効活用しながら、学級経営等の安定化を図ることが必要であると考えています。器物破損の原因も生徒間暴力と同様にふざけによるものとなります。周囲の状況を確認し、正しい行動が取れるように指導を継続する必要があると考えています。

次に、いじめについてです。小学校では平成 30 年度をピークに減少傾向にあり、発生件数は 15 件でした。男女別による認知件数の差異は男子 7 件、女子 8 件とほとんどありませんでした。学年別では、1 年生で 1 件、3 年生で 6 件、4 年生で 2 件、5 年生で 2 件、6 年生で 4 件発生しています。中学校では、平成 31 年度に比べ 10 件以上少なく発生件数は 13 件でした。男女別による認知件数の差異は男子 6 件、女子 7 件とほとんどなく、学年別でも 1 年生で 7 件、2 年生で 6 件、3 年生で 0 件でした。いじめの様態としては、小中学校ともに、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが最も多い結果となっています。いじめは適切に認知して早期解決を図ることは当然ではありますが、未然防止に向けて家庭や地域との連携による態勢づくりが大切であると考えています。

次に不登校についてです。不登校の出現率は、小学校では平成 29 年度から微増傾向となり、中学校では、平成 30 年度をピークに減少傾向となっています。不登校児童・生徒の学校復帰率は、小学校では、平成 31 年度より約 5% 減少、中学校では約 10% 増加しています。不登校の要因は、小・中学校ともに「無気力・不安」が約半数を占め、次に「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多くなっています。中学校の特徴として「生活リズムの乱れ、あそび、非行」での不登校が発生しています。不登校への対応としては、文部科学省が令和元年 10 月に示したとおり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立を目指すための支援が求められていることから、狛江市教育委員会としても、各校に対してタブレット端末等を活用した学習支援を推進するよう全校に通知し、学校と子どもとのつながりを大切にするよう指導しています。なお、本件については、総務文教常任委員会協議会へも報告します。

市長  
副市長

本件について、質問等ありますか。

狛江市いじめ防止基本方針の中で Q U アンケートの活用が柱の 1 つになっています。以前は暴力行為については、人権教育の徹底が謳われていましたが、今回の資料では暴力行為について Q U アンケートの有効活用があり、いじめについては Q U アンケートの活用に触れられていないように見えますが、方針の変更があったのでしょうか。

部長  
教育長

Q U アンケートは円滑な学級経営等に活かし、安定化を図ることが目的です。方針変更はしていません。

暴力行為の中には、自己コントロールができないということと関係性が築けないという 2 点があるため、Q U アンケートの活用を入れています。また、令和 3 年度から中学生の Q U アンケートに SNS の影響についての質問項目が加わり、令和 4 年度からは小学 4 年生以上に SNS の被害やいじめの有

無についての項目が加わり、中学校には部活動の項目が加わります。関係性という部分から暴力行為が学校経営だけでなく、その他で起因しているものもあることから、QUアンケートの結果を参考にしています。

市長 いじめの中でもネットワーク上での誹謗中傷等については世間的にも注目されていますので、注視してください。

続いて、報告事項5「第四次狛江市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」を説明してください。

部長 第四次狛江市子ども読書活動推進計画は、図書館協議会へ諮問し、検討を行ってきました。12月2日の第5回協議会で素案について承認を受け、1月14日の教育委員会定例会でも承認されましたので、併せてパブリックコメントを実施します。

本計画は子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、0歳から18歳までを対象に策定するものです。狛江市では平成15年度以降、現行計画である第三次計画まで策定し、子どもの読書活動に関する取組を推進してきました。平成29年度に策定した第三次計画が令和3年度をもって計画期間満了となるため、新たに令和4年度から令和8年度までの5年間の期間とした第四次計画を策定するものです。

資料10ページ、計画の基本的な考え方についてです。3つの計画のポイントについては、子どもの読書活動を推進するための基本的な内容であると捉え、第三次計画の内容を継承して実施することとしています。また、第三次計画策定以降の環境の変化等に即して、新たな2つのポイントとして掲げています。新しい生活様式に対応する子どもの読書環境の整備として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針やガイドラインを参考に、安心して安全に読書ができる環境の整備を図ります。また、新図書館への移行期間における図書館事業の継続については、本計画の5年間の期間中、2年半程度中央図書館が休館となる予定です。この休館期間においても子ども関連施設や所管部署と一層の連携の強化を図り、計画を推進いたします。

資料12ページからは計画の内容として、具体的な取組内容と、それらの取組を実施する各施設や所管部署について記載しています。第三次計画の内容を継承しつつ、調査を実施し、整理しました課題や、新たなポイント等に即して内容の修正を行っています。

項目単位での新規事項についてです。資料21ページ（2）こまえ電子図書館のYA（ヤングアダルト）向け電子書籍の充実では、令和2年度から開設したこまえ電子図書館について、紙の本では積極的に収集していない記述

式のページがある本や、世代特有の悩み等センシティブなテーマを扱った本についての収集・提供を行うことで、高校生世代等への活用促進を図ります。

資料 24 ページ（４）新しい生活様式に対応した各種行事、講座等の実施では、感染症拡大防止のための行動指針や、関係団体等のガイドラインを参考に、新しい生活様式に即した行事イベントや講座等の実施を工夫し、安心して参加いただける方策を検討します。

「（５）読書手帳の配布」では、令和２年度の図書館システム改修を機に導入したのですが、貸し出した本の履歴を記録できる読書手帳を配布する等、家庭の中で本を介して親子がコミュニケーションを図ることができる取組を推進したいと考えています。

資料 51 ページからは、本計画の策定に当たり実施した調査について記載しています。所管部署、関連施設、市立小中学校の児童・生徒を対象としたアンケート及び未就学児の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、結果をまとめています。

次にパブリックコメントの実施について、パブリックコメントは２月１日から３月３日まで実施します。対象は、市内在住・在学・在勤の方です。提出方法は、様式等問わず、図書館窓口、郵送、FAX、メール、市ホームページ専用フォームとします。素案の内容については、図書館窓口及び市ホームページで公開するとともに、市民説明会を２月６日、８日の計２回開催いたします。今後のスケジュールについては、パブリックコメントの結果を踏まえ、図書館協議会での再度の審議を経て最終答申として取りまとめ、教育委員会で審議、年度内に策定を予定しています。

なお、関係各課には事前に内容照会をしていますが、その他意見等がありましたら図書館へ連絡をお願いします。また、総務文教常任委員会協議会にも報告します。

市長 本計画には施設の中の図書コーナー等のことも記載されているので、各部において再度確認をしてください。

その他ありますか。

部長 新型コロナワクチンについてです。新型コロナワクチン接種室の職員等、先行して３回目のワクチンを接種した際の副反応等の報告はありますか。

部長 接種した職員にもよりますが、２回目と同程度の発熱があったり、副反応が出たものの２回目よりは軽度であったりという報告があります。

部長 職員体制等にも影響しますので、副反応等の情報については職員課まで報告をお願いします。

市長 組織としても、所属内で接種日が重ならないようにする等の対策をしてください。また、各部署において、再度感染防止対策を徹底してください。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、1月26日午前11時00分からWeb会議にて開催します。